答 申 書 (答申第44号) 平成13年4月24日

1 審査会の結論

千歳保健所が処理した 株式会社製品に対する苦情に係る苦情(相談)処理票、違反(不良)食品等調査書及び報告書並びに当該書類の添付書類に記載された情報に係る別紙1の「非開示部分」欄に記載されている非開示部分のうち、異議申立てのあった2に記載されている部分は、開示すべきである。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、千歳保健所が処理した 株式会社(以下「本件食品会社」という。)の製品に係る次の書類である。

ア 苦情(相談)処理票

保健所が食品に係る苦情等を受け付けた場合に作成する文書で、苦情主等の住所 及び氏名、苦情の内容、調査(指導)の内容等が記載されている。

イ 違反(不良)食品等調査書

違反(不良)食品を発見した保健所と食品の製造施設を所管する保健所間の往復 文書であり、製品名、製造者の住所及び氏名、違反(不良)の理由、措置内容等が 記載されている。

ウ 報告書

保健所の職員が保健所長に報告した文書で、上記ア及びイに記載されている事項を含むほか、苦情主及び製造者に対する説明内容等が記載されている。

なお、本件公文書には、上記アからウまでの文書の添付書類も含まれるものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書が、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号及び第2号に規定する非開示情報に該当するとして別紙1の非開示決定処分(以下「本件処分」という。)をしており、異議申立人が本件処分のうち、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして非開示とした別紙1の2記載の部分(以下「本件非開示部分」という。)の取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

なお、異議申立人は、別紙1の1及び3記載の部分については、争わないとしているため、この部分に関しては審議の対象としない。

- (3) 2号情報の該当性について
 - ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。
 - イ 実施機関は、本件非開示部分に記載されている情報は、製品の苦情に係る情報そのものであり、これらが開示されると、風評等により企業のイメージや信用又は製品の商品価値が著しく低下するおそれがあり、食品を扱う企業にとっては、一度失われたイメージや信用又は製品の商品価値は容易に回復しがたく、企業や製品に対する不信感から、不買行動等による消費者離れが起こり、営業上の売上げが減少するなど多大な損失が見込まれることから、本件食品会社の競争上又は社会的な地位が不当に損なわれる旨主張する。
 - ウ 確かに、一般論として、特定の食品会社に関する苦情があるという情報については、事実と相違し、その出所や根拠などの内容が明らかでないままに流布した場合、苦情があったこと自体が、当該食品会社側の責任に起因することに結び付けられたり、製品に対する信頼性が失われ、ひいては社会的評価の失墜など、いわゆる風評被害が生ずるおそれがあることは否定できない。

しかし、仮に、苦情があるという情報とともに、その苦情に対し適切に対応しているという情報があれば、いわゆる風評被害が生ずるおそれはそれほど強くはないと考えられる。

エ 本件諮問事案に係る開示請求は、本件食品会社を特定した上でなされたものであり、本件処分によって、苦情があったということ自体は既に明らかになっている。 また、本件非開示部分に記録されている苦情処理に関する一連の経過をみると、 本件食品会社は、消費者の苦情に適切に対応していることがうかがわれる。

このような事情を考えると、本件の場合、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づいて調査・指導等を行っている保健所の対応を含め、むしろ本件非開示部分に記録されている情報を開示した方が、より正確な情報を提供することとなり、苦情があったという情報が悪い方向に一人歩きするとは考え難いと思われることから、本件非開示部分に記録されている情報を開示したとしても、本件食品会社の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれるとまではいえないものと認められる。

したがって、本件非開示部分に記録されている情報は、2号情報に該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処	理	————	過			
平成13年1月19日	写し、 異議 非開示決定通	ら関係書類(申立ての概要、	理由説明 公文書開				
平成13年1月22日 (第35回審査会)	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を第二部会に付託						
平成13年2月 9日 (審査会第二部会)	実施機関から本件処分の理由等を聴取 実施機関から資料(「対象公文書について」と題 する書面、「製品に対する苦情処理の流れ」と題す る書面、「北海道食中毒対策要綱(抜粋)及び北海 道食中毒対策要領(抜粋)」と題する書面)の提出 審議						
平成13年2月20日 (審査会第二部会)	審議						
平成13年3月 6日 (審査会第二部会)	審議 実施機関か 提出	∙ら資料(「苦ᅦ	青処理 」と題	夏する書面)の			
平成13年4月 4日 (審査会第二部会)	調査」と題す	ら資料(「1 る書面、 「1 書面)の提出					
平成13年4月23日 (第38回審査会)	答申案審議						
平成13年4月24日	答申						

別 紙 1 本件処分の非開示部分及び非開示理由

	非 開 示 部 分	非	開	示	理	由	該当条項
1	苦情主等の住所、 氏名及び電話番号並 びに苦情内容			^銭 別される たくない			条例第10 条第1項第 1号
2	苦情の内容、調査 結果、報告書及び指 導内容	すること	により当	引する情報 自該法人の こ損なわれ	競争上又	は社会	条例第10 条第1項第 2号
3	報告書等の添付書 類	の事項に とによっ	属する情て当該法	を生産技術 情報であっ 法人の事業 られるため	て、開示	するこ	

別 紙 2

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- (1) 平成12年12月13日 本件開示請求
- (2) 平成12年12月25日 本件開示請求に対する公文書非開示決定
- (4) 平成13年 1月12日 本件異議申立て

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分中、別紙1の「非開示部分」欄に記載されている非開示部分のうち2記載部分を非開示とした部分の取消しを求めるというものである。別紙1の1及び3記載部分を非開示とした部分については、争わない。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

- ア 本件の場合、消費者から苦情があり、千歳保健所が調査に入っていることなどから、現実に不良製品が流通したことは明らかである。にもかかわらず、 はその事実を消費者に伝えることなく、いわば隠蔽している。今回の道の非開示決定は、その隠蔽を幇助していることになり、到底受け入れられるものではない。道は道民のためにサービスを提供する機関であるにもかかわらず、道民(消費者)の安全を守るという責務を放棄していると言わざるを得ない。いくら行政指導をしているといっても、それが道民に知らされなければならない。
- イ 北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当するというが、雪印の事件でも明らかなように、確かに事件が発覚し雪印の「競争上また社会的地位」は損なわれたが、それは「不当」に損なわれたことではない。今回の の件も同じで、これを開示したことによって、仮に「競争上又は社会的地位」が損なわれたとしても、「不当」に損なわれたことにはならない。したがって、条例第10条第1項第2号には該当しない。

逆にこれを開示しないということであれば、消費者の安全な食品を選択するという権利が「不当に損なわれる」ことになる。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の主張は、別添「理由説明書」のとおりである。

理 由 説 明 書

1 対象公文書の内容

異議申立人が開示請求した公文書は、「千歳保健所が 製品について行った調査結果および に対して行った指導等の内容がわかる文書」であり、これに対し知事は、次の公文書を対象公文書として特定した。

(1) 苦情(相談)処理票

苦情(相談)処理票は、保健所において食品に係る苦情等を受理した場合に作成する文書であり、「申立者の住所、氏名」、「苦情の内容」及び「調査(指導)の内容」等が記載されている。

(2) 違反(不良)食品等調査書

違反(不良)食品等調査書は、違反(不良)食品を発見した保健所と食品の製造施設等を所管する保健所間でやり取りを行った文書であり、「製品名」、「製造者の住所、氏名」、「違反(不良)の理由」及び「措置内容」等が記載されている。

(3) 報告書

報告書は、(1)(2)の記載されている事項を含め、所属の保健所長に報告する文書であり、「苦情申立者及び製造者に対する説明内容」等が記載されている。

2 異議申立てに係る対象公文書

知事は、上記の対象公文書が条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報及び条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)に該当するとして非開示決定を行い、その旨異議申立人に通知した。

異議申立人は、このうち、2号情報に該当するとして非開示とした「苦情の内容」 「調査結果」「報告書及び指導内容」について処分の取り消しを求めているものである。

3 非開示理由

2号情報の該当性について

上記1の(1)に記載されている「苦情の内容」、「調査(指導)の内容」等や1の(2)に記載されている「製品名」、「製造者の住所、氏名」、「違反の理由」、「措置内容」等及び1の(3)に記載されている「苦情申立者及び製造者に対しての説明内容」等は、製品の苦情に係る情報そのものであり、これらが開示されると、風評等により企業のイメージや信用、又は製品の商品価値が著しく低下するおそれがある。

食品を扱う企業にとっては、一度失われたイメージや信用又は製品の商品価値は容易に回復しがたく、企業や製品に対する不信感から、不買行動等による消費者離れが起こされ、営業上の売り上げが減少するなど多大な損失が見込まれることから、当該企業の競争上又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるため、2号情報に該当するとして、これらの情報を開示しないものである。

4 異議申立理由に対する反論

異議申立人は、法人情報に係る非開示情報について、現実に不良製品が流通していた

ことは明らかであり、道が行政指導を行っているとはいっても、それが道民に知らされなければ意味がなく、道民の安全を守るという責務を放棄していると言わざるを得ないものであり、また、食品を取り扱う企業としては、消費者に安全な食品を提供する責務があることから、公開することによって当該法人が仮に「競争上又は社会的な地位が損なわれた」としても「不当」に損なわれることにはならないから2号情報に該当しないと主張している。

しかしながら、本件の苦情事例については、同様の事例が多発するおそれや、健康被害が拡大するおそれがないものであり、消費者に対して多大な影響を与えたものではない。さらに、企業としても既にその製造工程等の改善措置を講じているほか、苦情者に対しても説明責任を果たしているものである。

また、道としては、道民(消費者)の安全を守る観点から、食中毒等が発生した場合、速やかに疫学調査や原因究明調査を行い、必要に応じて原因施設に対する営業停止や製品の回収命令等の行政処分を行っており、特に道民の安全確保と被害拡大の防止を図る必要があれば報道機関等に公表しているものである。

このことから、広域的、多発的な健康被害が発生するおそれがないと判断され、行政 処分に至らなかった本件については、公表すべき事例とは考えられないものである。

また、企業においても、既にその製造工程等の改善措置を講じていることから、今後 異議申立人が述べるような不良製品が、流通するおそれはないと考えられるものである。

それにもかかわらず、苦情に関する情報そのものが開示されると、かえって苦情があったことの情報だけが一人歩きをし、3で述べたとおり、当該企業の競争上又は社会的な地位が「不当」に損なわれると認められることから、非開示処分を行ったものである。 以上のとおり、異議申立人の主張は理由がないものである。